

事務連絡
平成26年4月23日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添10までのとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

また、平成26年3月5日付官報（号外第45号）等に掲載された平成26年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添11のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第1号）（別添1）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）（別添2）
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）（別添3）
- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）（別添4）
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）（別添5）
- ・「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）（別添6）
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発0319第4号）（別添7）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（平成26年3月26日保医発0326第3号）（別添8）
- ・「「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について」（平成26年3月28日保医発0328第1号）（別添9）
- ・「「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について」（平成26年3月28日保医発0328第2号）（別添10）

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(24) 「処置・手術」欄について

ノ 「その他」欄について

(オ) 床副子（4 摂食機能の改善を目的とするもの（舌~~接触~~摂食補助床））において、舌~~接触~~摂食補助床を製作又は旧義歯を用いた場合は、「舌~~接触~~摂食補助床」と表示し、当該補助床に係る印象採得、咬合採得、装着及び床副子の点数をそれぞれ記載する。

(27) 全体の「その他」欄について

イ 医学管理について

(ク) 診療情報提供料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は、「情Ⅰ」又は「情Ⅱ」と表示し、点数を記載する。なお、診療情報提供料（Ⅰ）の加算は当該加算を合算した点数を記載し、退院患者の紹介の加算は「情Ⅰ加1」と表示し「摘要」欄に退院日を記載する。基本診療料に係る歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算は、「摘要」欄に区分「B009」の注6は「情Ⅰ加2」と表示し、注7は「情Ⅰ加3」と表示する。

また、保険医療機関以外の機関機関への情報提供は、「摘要」欄にその情報提供先を記載する。

(28) 「摘要」欄について

ク 手術について

(ウ) 歯内療法では治療が困難な根尖病巣を有する保存が可能な小臼歯又は大臼歯であって、解剖学的な理由から歯根端切除術が困難な症例に対して、歯の再植による根尖病巣の治療を行った場合は、部位及び算定理由を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。